

## 令和2年10月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和2年10月6日（火）午前9時30分より、臼杵市役所 野津庁舎3階会議室において、会長が10月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員    2番 堀 京子 委員    4番 藤嶋 祐美 委員    5番 平山 勝丈 委員    6番 佐藤 幸子 委員  
7番 柳井 博之 委員    8番 城野 幸司 委員    9番 陶山 秀明 委員    10番 小橋 勇二 委員    11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

3番 内藤 康弘 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    首藤 英二 主幹    岩本 武 副主幹

### 付議議案

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第55号 非農地証明願いについて  
議案第56号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第57号 農用地利用配分計画案の意見聴取について  
議案第58号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は3番 内藤 康弘委員が欠席となっており、出席数は11名となります。  
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

— 異議なし —

議 長 それでは、議席番号11番 中野 定重委員と、議席番号1番 野上 政憲委員に議事録署名をお願い致します。  
ただいまから議案審議に入ります。  
議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、関係者がいますので、臼杵市農業委員会 会議規則第11の規定により、関係者の方に一旦、退席をしていただき、進行していきたいと思っております。

— 退席 —

議 長 それでは事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページとなります。

議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 10 月 6 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、田 262 m<sup>2</sup> 他 5 筆 田・畑合計 7,135 m<sup>2</sup> を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3 条申請 1 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。9 月 28 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

堀 委員 私、堀より、9 月 28 日に実施しました議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は計 3 筆の田と 3 筆の畑で、田では現在水稻が作付けされています。3 筆の畑は現在耕作されていませんが、ニンニクとネギの作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。それでは退席していた方に着席してもらってください。

— 着席 —

議 長 再開いたします。次に、議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 10 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1 田 1,021 m<sup>2</sup> について、畑として利用するための一時転用となります。

以上、4 条申請 1 件については、立地基準、一般基準については全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

以上、4 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長        それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

堀            私、堀より、9月28日に実施しました議案第53号、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと  
委 員        併せて報告します。

番号1は、一時転用により埋め立てて畑として利用するものです。

申請地は、現在は休耕状態にあります。審査項目の立地基準①については該当し、②については農用地区域内農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請1件について調査報告となります。委員みなさまの慎重な審議をお願い致します。

議 長        続きまして、地元の推進委員さんより報告をお願いいたします。第2地区の首藤推進委員さん。

首 藤        第2地区、推進委員の首藤です。9月28日に現地を確認しました。

推進委員    番号1は、一時転用により埋め立てて畑として利用するものです。

工事の関係で水路が無くなったことなどもあり、申請地は休耕状態にあります。完成後は梅の木を植えるとのこと。周囲の農業にも、特に影響はないと思われま

議 長        ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長        質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7 ページとなります。

議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 10 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、田 306 m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、一般住宅として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、畑 31 m<sup>2</sup> について、使用貸借権の設定を行い、一般住宅として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 3、畑 307 m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、一般住宅として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

以上、5 条申請 3 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

堀 委員 私、堀より、9 月 28 日に実施しました議案第 54 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は 1 筆の畑で、現在は草刈りにより管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈りにより管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きます。地元の推進委員さんより報告をお願いいたします。第6地区の板井推進委員さん。

板井 第6地区の板井です。

推進委員 番号1は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は中学校や駅に近い地域で、周辺はほとんどが宅地になっています。転用については、特に問題ないと思われます。

議長 続きます。第2地区の首藤推進委員さん。

首藤 第2地区の推進委員の首藤です。

推進委員 番号2は、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。息子さんが帰ってきて隣に家を建築するそうです。直接接する農地も無く、特に問題ないと思われます。

番号3は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は地区の中にあり、周囲は宅地や道路になっています。周囲の農業には特に影響はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 —「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第55号 非農地証明願いについて、事務局より説明および報告をお願い致します。

次長 10ページとなります。

議案第55号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和2年10月6日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、畑 648㎡ について、平成16年6月3日に農地法第5条転用許可済みの土地です。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し非農地化した土地に該当します。

番号 2、畑 19 m<sup>2</sup> について、永年耕作されず、山林原野化した土地になります。チェックリストについては、③の荒廃化し農地に復元しても周囲の状況から継続して農地の利用ができない土地に該当し、アからオの要件を満たしている土地に該当します。

番号 3、畑 143 m<sup>2</sup> ついて、昭和 55 年頃より耕作されず山林原野化した土地になります。チェックリストについては、③の荒廃化し農地に復元することが困難な土地に該当し、アからオの要件を満たしている土地に該当します。

番号 4、田 138 m<sup>2</sup> について、昭和 43 年 6 月 10 日に農地法 5 条転用許可済みの土地です。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し非農地化した土地に該当します。

以上、非農地証明願 4 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 55 号 非農地証明願いについて採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 55 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 14 ページとなります。

議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 10 月 6 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第 10 号）「令和 2 年 10 月 6 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は令和 2 年 9 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。

説明については 1 ページの合計で説明します。

田については、4,979 m<sup>2</sup> 10 筆です。畑については、30,143 m<sup>2</sup> 22 筆です。合計面積は、35,122 m<sup>2</sup> 32 筆です。

次に貸手、借手ですが、貸し手が 14 名に対しまして、借り手は 8 名となります。下段については、大分県農業農村振興公社による売買支援事業の所有権移転となります。

以上、簡単ではございますが、令和 2 年 10 月 6 日公告予定の農用地利用集積計画（第 10 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 57 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 15 ページです。

議案第 57 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 2 年 10 月 6 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1 ページ、2 ページを一括で説明します。

畑 4 筆 合計面積 7,156 m<sup>2</sup> を、2 名の方に配分するものです。以上、2 件の配分計画についてご審議をお願いします

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 57 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 58 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 16 ページとなります。

議案第 58 号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。

令和 2 年 10 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 こちらにつきましては、主管課が農林振興課となりますので、詳細につきましては農林振興課より説明をしてもらいます。

岩 本 農林振興課の岩本です。私から説明をさせていただきます。

副主幹 農用地区域からの除外ということで、申出が 2 筆出ています。

変更理由等について説明させていただきます。事業計画者は個人で建設業を営んでいるが、今後新たに会社を設立する予定であり、会社設立後の資材、建設機械置き場及び駐車場用地を探していたところである。そこで、様々な候補地を検討した結果、当該地が最適と考え選定したものであります。当該地の登記地目が“畑”であります。現在は耕作されておらず、一部に老朽化した農業用倉庫が残っている状態です。また、隣接地については、北側は法面を挟んで商業施設、南側は岩肌が露出した斜面、東側は道路、西側は雑木・竹林等が繁り荒廃・荒地化した状態となっており、今後も集団的な農地利用が見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更（除外）についてはやむを得ないものと考えられます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 それでは事前に現地確認をしていただいておりますので、担当地区の委員さんから報告をお願い致します。

首 藤 第 2 地区の首藤です。10 月 5 日に現地調査を実施致しました。

推進委員 申請地の登記地目は“畑”ですが、現在は荒地化して耕作されておりません。北側は法面を挟んで商業施設、南側は岩肌、西側に隣接する農地も一部荒廃化しております。このような状況から近隣の農地への影響は最小限と考えられます。転用予定者は土地利用計画図も作成しており、転用の確実性もあることから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上、報告致します。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 58 号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。  
よって、議案第 58 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定致しました。  
以上で、本日の議案審議はすべて終了致しました。ありがとうございました。